

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第一号漁業者)	(農林水産経営支援課)	一
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	一
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(水産業振興課)	一
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	二
○個人情報保護条例に基づき実施機関が定める口頭により開示請求を行うことができる個人情報 選挙管理委員会		二
○政治団体の届出		二
○政治団体の届出事項の異動届		二
○政治団体の解散届		三
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分)		三
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十四年分)		三
○資金管理団体の届出事項の異動届 公安委員会		四
○警備業法第二十三条第一項に規定する検定の実施		四

告 示

○宮城県告示第八百七十五号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十四年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	水 域	区 域	届出年月日 同意成立日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第一号 漁業者数
宮城県 加入区 第五加入区	共第百一 号の漁業 場の権	宮城県 協同組 支所の唐 支所の海 線沖合百 域)未滿の 域)未滿の	平成二十 四年十二 月五日	宮城県 石巻市 唐桑町 宿浦二 百十六 番 宮城県 仙台市 唐桑町 欠浜九 千一、八 十、正人	漁業災害 補償法(昭 和三十九 年政令第 九百九十三 号)第五 条に規定 する漁業	千二百 二十六
宮城県 加入区 第十五及 共第百二 十七号の 漁業場の 権	宮城県 協同組 支所の泊 支所の海 線沖合百 域)未滿の 域)未滿の	宮城県 協同組 支所の泊 支所の海 線沖合百 域)未滿の 域)未滿の	平成二十 四年十二 月五日	宮城県 石巻市 泊浜山王 十八、 松川 繁一 石巻市 泊浜 五十一 安住留治郎	漁業災害 補償法(昭 和三十九 年政令第 九百九十三 号)第五 条に規定 する漁業	四十人

○宮城県告示第八百七十六号
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。
平成二十四年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 処分を行った地区の名称
松島東部地区
- 二 処分の年月日
平成二十四年十一月六日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十四年十一月十三日

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 第三種漁船 一隻
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農林水産部水産振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十四年十月三十日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社ヤマニシ 石巻市西浜町一番地二
- 五 落札金額 十二億一千万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十四年九月十八日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年十一月十三日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩
栗原市築館宮野中央二丁目四番四、四番五、四番六、四番十三、四番十四及び四番十五
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 群馬県高崎市栄町一番一号
株式会社ヤマダ電機

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第二十一号
宮城県教育委員会個人情報保護条例施行規則（平成十六年宮城県教育委員会規則第三号）の規定に基づき、平成十六年教育委員会告示第十八号（個人情報保護条例に基づき実施機関が定める口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の表を次のように改め、告示の日以後合格発表する試験等から適用する。

平成二十四年十一月十三日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

試験等の名称	開示する内容
口頭により開示請求を行うことができる個人情報	口頭により開示請求を行うことができる
	口頭により開示請求を行うことができる

労働職員採用選考 査	第一次及び第二次検査における総合得点及び順位（第一次試験の結果については、不合格者に係るものに限る。）	第一次及び最終の合格発表の日から一月間	教育庁総務課
県立高等学校入学者 選抜	学力検査の教科別得点及び学校独自検査（面接、実技、作文等）等の種目別得点	合格発表の翌日から一月間、ただし、前期選抜及び連携型入試については、後期選抜の合格発表の翌日を起算日とする。	各県立高等学校
宮城県立特別支援学校 高等部入学者選考 学力検査	教科別得点	合格発表の翌日から一月間	各県立特別支援学校
東北歴史博物館解説 員（非常勤）試験	試験（作文）の得点	合格発表の翌日から一月間	東北歴史博物館管理 部

選挙管理委員会

○宮選管告示第百十九号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十四年十一月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

氏家英人、登米三九 氏家 英人 氏家 典子 登米市迫町佐沼字南元丁三九・二 平成二十四年十月一日

○宮選管告示第百二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十四年十一月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(二) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党加美町支部	主たる事務所の所在地	加美郡加美町下新田 字原江二五・一	加美郡加美町字南町 一・二七・一	平成二十四年 十月四日
自由民主党宮城県第五選挙区支部	代表者の氏名	米澤 秋男	米木 正二	
自由民主党宮城県第二区総支部	代表者の氏名	我孫子義輝	三浦 英典	
自由民主党宮城県第二区総支部	主たる事務所の所在地	遠田郡涌谷町字本町 九九・七	東松島市赤井字川前 二二〇四・三	平成二十四年 十月二十九日
自由民主党宮城県第二区総支部	主たる事務所の所在地	仙台市泉区泉中央二 ・一六・一二	仙台市青葉区本町三 ・六・五	平成二十四年 十月二十五日
みんなの党宮城県議会第二支部	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区荒巻本 ・一三・一三	仙台市青葉区赤坂二 ・二八・五	平成二十四年 十月四日
みんなの党宮城県第一支部	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区上杉一 ・三・二二	仙台市青葉区木町通 一・八・一〇	平成二十四年 十月三十日
みんなの党宮城県第一支部	会計責任者の氏名	林 恵美	小西 優仁	
(一) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)	異動事項	新	旧	届出年月日
MSS政策研究会	代表者の氏名	柴崎 満	高橋 一成	平成二十四年 十月二十三日
MSS政策研究会	会計責任者の氏名	大沼 俊郎	柴崎 満	
佐藤良一後援会	主たる事務所の所在地	牡鹿郡女川町女川浜 字日蔵五一・一	牡鹿郡女川町女川浜 字大原四八〇・一七	平成二十四年 二月二十四日
佐藤良一後援会	代表者の氏名	木村 善光	木村 国男	
21宮城県農政推進同士の会	会計責任者の氏名	佐々木 均	渡邊 龍彦	平成二十四年 十月十日
林宙紀後援会	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区上杉一 ・三・二二	仙台市青葉区木町通 一・八・一〇	平成二十四年 十月三十日
林宙紀後援会	会計責任者の氏名	林 恵美	小西 優仁	
宮城県商工政治連盟岩沼支部	主たる事務所の所在地	岩沼市枝四・八・一	岩沼市二木二・一・三	平成二十四年 十月一日
宮城県商工政治連盟岩沼支部	代表者の氏名	小野 宏明	浅野 正一	

○宮選管告示第百二十一号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治

団体が解散した旨届出があった。 平成二十四年十一月十三日	宮城県選挙管理委員会 委員長 菊 地 光 輝
(一) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)	代表者の氏名 解散年月日
政治 団 体 の 名 称	金 成 脩 平成二十四年九月三十日
佐藤よしろう後援会	
○宮選管告示第百二十一号	
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。	
平成二十四年十一月十三日	宮城県選挙管理委員会 委員長 菊 地 光 輝
(その他の政治団体)	政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)
佐藤よしろう後援会	報告年月日 24. 2. 27 (24. 9. 30解散)
1 収入総額	2,333,735
前年繰越額	2,333,735
2 支出総額	961,934
3 収支の内訳	
総務経費	806,694
人件費	360,000
事務所費	446,694
政治活動費	155,240
組織活動費	155,240
○宮選管告示第百二十三号	
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。	

平成二十四年十一月十三日

宮城県選挙管理委員会

収 入 帳 簿 地 光 庫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

佐藤よしろう後援会

報告年月日 24. 10. 12（24. 9. 30解散）

1 収入総額	1,848,801
前年繰越額	1,374,801
本年収入額	477,000
2 支出総額	1,256,975
3 本年収入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	477,000
大会	477,000
4 支出の内訳	
経常経費	573,866
人件費	240,000
事務所費	333,866
政治活動費	682,109
組織活動費	682,109

○宮城県告示第百四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した届出があった。

平成二十四年十一月十三日

宮城県選挙管理委員会

委 員 名 菊 地 光 輝

資金管理団
体の届出事
項の異動の
届出をした
者の氏名

公職の種類

資金管理団体の
称

異動事項

所 在 地

林 由紀 衆議院議員 林由紀後援会

主たる事務
の所在地

仙台市青葉区上杉
一・三・一一一
通一・八・一〇

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第162号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成24年11月13日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

- 1 検定に係る警備業務の種類及び級
 - (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）に係る1級及び2級
 - (2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（機械警備業務及び空港保安警備業務を除く。以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級
 - (3) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）に係る1級及び2級
 - (4) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級
 - (5) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級
- 2 実施期日
 - (1) 学科試験
平成25年2月20日（水）午前9時30分から
 - (2) 実技試験
ア 雑踏警備業務1級及び2級
平成25年3月5日（火）
イ 交通誘導警備業務1級及び2級
平成25年3月6日（水）

<p>ウ 空港保安警備業務 1級及び2級 平成25年 3月7日(木)</p> <p>エ 核燃料物質等危険物運搬警備 1級及び2級 平成25年 3月12日(火)</p> <p>オ 貴重品運搬警備業務 1級及び2級 平成25年 3月13日(水)</p> <p>カ 施設警備業務 1級及び2級 平成25年 3月14日(木)</p> <p>3 実施場所</p> <p>(1) 学科試験 仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県警察本部</p> <p>(2) 実技試験 仙台市泉区高森2丁目1番地の39 仙台地域職業訓練センター</p> <p>4 受検定員 実施種別ごとに1級及び2級合わせて20人</p> <p>5 受検対象者</p> <p>(1) 当該警備業務各 1級 宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 検定を受けようとする警備業務の種類について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるもの</p> <p>イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>(2) 当該警備業務各 2級 宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員</p> <p>6 検定内容 当該警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験(学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。)</p> <p>7 事前申込み</p>	<p>(1) 受付専用電話 宮城県警察本部生活安全部生活環境課受付専用電話(022-224-7311)にて事前申込みを受け付ける。(氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記5の審査対象者に該当する項目について聴取)</p> <p>(2) 受付期間 平成25年 1月17日(木)から同月23日(水)までの土・日曜日を除く5日間(1月17日から22日までは午前9時から午後5時まで、23日のみ午後3時まで) なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>8 受検申請手続 事前申込みにより予約番号を所得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。</p> <p>(1) 検定申請の受付期間 平成25年 1月24日(木)から同月30日(水)までの土・日曜日を除く5日間(毎日午前9時から午後5時まで)</p> <p>(2) 申請書の提出先 事前申込みの際に申込先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。 なお、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 検定申請書(検定規則別記様式第1号) 1通</p> <p>イ 住所地在管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所を疎明する書面 1通</p> <p>ウ 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面 1通</p> <p>エ 前記5-(1)-アに該当する者にあつては、検定を受けようとする警備業務2級に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5-(1)-アに該当することを誓約する書面及び履歴書 1通</p> <p>オ 前記5-(1)-イに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書 1通</p> <p>カ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。) 2葉</p>
---	---

(4) 受検手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表66の項に基づき、

- ア 空港保安警備業務 1級及び2級 16,000円
- イ 施設警備業務 1級及び2級 16,000円
- ウ 交通誘導警備業務 1級及び2級 14,000円
- エ 雑踏警備業務 1級及び2級 13,000円
- オ 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1級及び2級 16,000円
- カ 貴重品運搬警備業務 1級及び2級 16,000円

の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。

なお、既納の受検手数料は還付しない。

9 検定の実施に関し必要な事項

検定に係る学科試験及び実技試験を受験するとき、検定申請書を提出した警察署において交付する受検票を持参すること。

10 その他

検定に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活環境課

電話番号022 - 221 - 7171 内線3184・3185